

JWWA B 108 (水道用止水栓) 新旧対比表 (一部改正)

JWWA B 108 : 2012 (水道用止水栓) は、平成 31 年 4 月 1 日付で一部改正されました。改正箇所を次に掲載します。

なお、これ以外の規定内容に変更はありません。

平成 31 年 4 月 1 日付一部改正

頁	改正前	改正後	備考																																														
10	<p>表 5-甲形止水栓の部品名称及び材料 (続き)</p> <table border="1"> <tr> <td>16</td> <td>ハンドル</td> <td rowspan="3">使用上十分な強度及び耐久性をもつもの。</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>止めねじ</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>座金</td> </tr> </table> <p>銅合金材料について、表面の鉛を除去するための処理を施してもよいが、処理に使用した用液の成分は残留してはならない。</p> <p>注記 1 CAC900 系とは、ビスマス青銅鑄物をいい、CAC902 又は CAC904 とする。</p> <p>注記 2 CAC910 系とは、ビスマスセレン青銅鑄物をいい、CAC911 又は CAC912 とする。</p> <p>注記 3 CAC900C 系とは、ビスマス青銅連鑄物をいい、CAC902C, CAC903C 又は CAC904C とする。</p> <p>注記 4 C6800 系とは、ビスマス系鉛レス・カドミウムレス快削黄銅をいい、C6803 とする。</p> <p>注^{a)} 耐脱亜鉛腐食性は、JIS H 3250 の附属書 B によって試験を行ったとき、2 種 (最大侵食深さが、100 μm 以下) 以上とする。</p> <p>b) C3604 及び C3771 の表面には、JIS H 8617 の銅及び銅合金素地の 1 級以上のニッケルクロムめっきを施す。</p> <p>表 6-ボール止水栓の部品名称及び材料</p> <p>伸縮ソケットを伸ばした状態 伸縮ソケットを縮めた状態</p> <p>注記 1 この図は、部品名称の説明図であって、設計上の構造を規制するものではない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部品番号</th> <th>部品名称</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>胴</td> <td>a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系又は CAC910 系 b) 附属書 B の鉛レス青銅鑄物</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ボール押さえ</td> <td>a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系又は CAC910 系 b) JIS H 5121 の CAC406C, CAC411C, CAC900C 系又は CAC911C c) 附属書 B の鉛レス青銅鑄物</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>ボールシート</td> <td rowspan="4">耐水・耐食・耐老化性に優れ、水質に悪影響を及ぼさないもの。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td rowspan="3">Oリング</td> </tr> <tr> <td>5</td> </tr> <tr> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>	16	ハンドル	使用上十分な強度及び耐久性をもつもの。	17	止めねじ	18	座金	部品番号	部品名称	材料	1	胴	a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系又は CAC910 系 b) 附属書 B の鉛レス青銅鑄物	2	ボール押さえ	a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系又は CAC910 系 b) JIS H 5121 の CAC406C, CAC411C, CAC900C 系又は CAC911C c) 附属書 B の鉛レス青銅鑄物	3	ボールシート	耐水・耐食・耐老化性に優れ、水質に悪影響を及ぼさないもの。	4	Oリング	5	6	<p>表 5-甲形止水栓の部品名称及び材料 (続き)</p> <table border="1"> <tr> <td>16</td> <td>ハンドル</td> <td rowspan="3">使用上十分な強度及び耐久性をもつもの。</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>止めねじ</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>座金</td> </tr> </table> <p>銅合金材料について、表面の鉛を除去するための処理を施してもよいが、処理に使用した用液の成分は残留してはならない。</p> <p>注記 1 CAC900 系とは、ビスマス青銅鑄物をいい、CAC902, CAC904 又は <u>CAC905_1</u> とする。</p> <p>注記 2 CAC910 系とは、ビスマスセレン青銅鑄物をいい、CAC911 又は CAC912 とする。</p> <p>注記 3 CAC900C 系とは、ビスマス青銅連鑄物をいい、CAC902C, CAC903C, CAC904C 又は <u>CAC905C_2</u> とする。</p> <p>注記 4 C6800 系とは、ビスマス系鉛レス・カドミウムレス快削黄銅をいい、C6803 とする。</p> <p>注^{a)} 耐脱亜鉛腐食性は、JIS H 3250 の附属書 B によって試験を行ったとき、2 種 (最大侵食深さが、100 μm 以下) 以上とする。</p> <p>b) C3604 及び C3771 の表面には、JIS H 8617 の銅及び銅合金素地の 1 級以上のニッケルクロムめっきを施す。</p> <p>表 6-ボール止水栓の部品名称及び材料</p> <p>伸縮ソケットを伸ばした状態 伸縮ソケットを縮めた状態</p> <p>注記 1 この図は、部品名称の説明図であって、設計上の構造を規制するものではない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部品番号</th> <th>部品名称</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>胴</td> <td>a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系又は CAC910 系 b) 附属書 B の鉛レス青銅鑄物</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ボール押さえ</td> <td>a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系又は CAC910 系 b) JIS H 5121 の CAC406C, CAC411C, CAC900C 系又は CAC911C c) 附属書 B の鉛レス青銅鑄物</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>ボールシート</td> <td rowspan="4">耐水・耐食・耐老化性に優れ、水質に悪影響を及ぼさないもの。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td rowspan="3">Oリング</td> </tr> <tr> <td>5</td> </tr> <tr> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>	16	ハンドル	使用上十分な強度及び耐久性をもつもの。	17	止めねじ	18	座金	部品番号	部品名称	材料	1	胴	a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系又は CAC910 系 b) 附属書 B の鉛レス青銅鑄物	2	ボール押さえ	a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系又は CAC910 系 b) JIS H 5121 の CAC406C, CAC411C, CAC900C 系又は CAC911C c) 附属書 B の鉛レス青銅鑄物	3	ボールシート	耐水・耐食・耐老化性に優れ、水質に悪影響を及ぼさないもの。	4	Oリング	5	6	<p>下線 1) で示す材料を追加</p> <p>下線 2) で示す材料を追加</p>
16	ハンドル	使用上十分な強度及び耐久性をもつもの。																																															
17	止めねじ																																																
18	座金																																																
部品番号	部品名称	材料																																															
1	胴	a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系又は CAC910 系 b) 附属書 B の鉛レス青銅鑄物																																															
2	ボール押さえ	a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系又は CAC910 系 b) JIS H 5121 の CAC406C, CAC411C, CAC900C 系又は CAC911C c) 附属書 B の鉛レス青銅鑄物																																															
3	ボールシート	耐水・耐食・耐老化性に優れ、水質に悪影響を及ぼさないもの。																																															
4	Oリング																																																
5																																																	
6																																																	
16	ハンドル	使用上十分な強度及び耐久性をもつもの。																																															
17	止めねじ																																																
18	座金																																																
部品番号	部品名称	材料																																															
1	胴	a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系又は CAC910 系 b) 附属書 B の鉛レス青銅鑄物																																															
2	ボール押さえ	a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系又は CAC910 系 b) JIS H 5121 の CAC406C, CAC411C, CAC900C 系又は CAC911C c) 附属書 B の鉛レス青銅鑄物																																															
3	ボールシート	耐水・耐食・耐老化性に優れ、水質に悪影響を及ぼさないもの。																																															
4	Oリング																																																
5																																																	
6																																																	

JWWA B 108 (水道用止水栓) 新旧対比表 (一部改正)

頁	改正前	改正後	備考																																																														
11	<p style="text-align: center;">表 6-ボール止水栓の部品名称及び材料 (続き)</p> <table border="1" data-bbox="154 310 1338 720"> <tr> <td>7</td> <td>ボール^{a)}</td> <td>a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系又は CAC910 系</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>栓棒</td> <td>b) JIS H 5121 の CAC406C, CAC411C, CAC900C 系又は CAC911C</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>伸縮ソケット</td> <td>c) JIS H 3250 の C3531^{b)}, C3604^{c)}, C3771^{d)}又は C6800 系^{b)}</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>キャップ</td> <td>d) 附属書 B の鉛レス青銅鑄物又はこれと同等以上の品質をもつもの。</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td rowspan="2">袋ナット</td> <td>a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系又は CAC910 系</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>b) JIS H 5121 の CAC406C, CAC411C, CAC900C 系又は CAC911C</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td rowspan="2">パッキン</td> <td>c) JIS H 3250 の C3531, C3604, C3771 又は C6800 系</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>d) 附属書 B の鉛レス青銅鑄物又はこれと同等以上の品質をもつもの。</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>パッキン押さえリング</td> <td>耐水・耐食・耐老化性に優れ、水質に悪影響を及ぼさないもの。</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>ハンドル</td> <td>使用上十分な強度及び耐久性をもつもの。</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>止めねじ</td> <td>使用上十分な強度及び耐久性をもつもの。</td> </tr> </table> <p>銅合金材料について、表面の鉛を除去するための処理を施してもよいが、処理に使用した用液の成分は残留してはならない。</p> <p>注記 1 CAC900 系とは、ビスマス青銅鑄物をいい、CAC902 又は CAC904 とする。</p> <p>注記 2 CAC910 系とは、ビスマスセレン青銅鑄物をいい、CAC911 又は CAC912 とする。</p> <p>注記 3 CAC900C 系とは、ビスマス青銅連鑄物をいい、CAC902C, CAC903C 又は CAC904C とする。</p> <p>注記 4 C6800 系とは、ビスマス系鉛レス・カドミウムレス快削黄銅をいい、C6803 とする。</p> <p>注^{a)} ボールには、表面処理を施してもよい。</p> <p>注^{b)} 耐脱亜鉛腐食性は、JIS H 3250 の附属書 B によって試験を行ったとき 2 種 (最大侵食深さが、100 μm 以下) 以上とする。</p> <p>注^{c)} C3604 及び C3771 の表面には、JIS H 8617 の銅及び銅合金素地の 1 級以上のニッケルクロムめっきを施す。ただし、ボールに表面処理を施す場合は除く。</p>	7	ボール ^{a)}	a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系又は CAC910 系	8	栓棒	b) JIS H 5121 の CAC406C, CAC411C, CAC900C 系又は CAC911C	9	伸縮ソケット	c) JIS H 3250 の C3531 ^{b)} , C3604 ^{c)} , C3771 ^{d)} 又は C6800 系 ^{b)}	10	キャップ	d) 附属書 B の鉛レス青銅鑄物又はこれと同等以上の品質をもつもの。	11	袋ナット	a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系又は CAC910 系	12	b) JIS H 5121 の CAC406C, CAC411C, CAC900C 系又は CAC911C	13	パッキン	c) JIS H 3250 の C3531, C3604, C3771 又は C6800 系	14	d) 附属書 B の鉛レス青銅鑄物又はこれと同等以上の品質をもつもの。	15	パッキン押さえリング	耐水・耐食・耐老化性に優れ、水質に悪影響を及ぼさないもの。	16	ハンドル	使用上十分な強度及び耐久性をもつもの。	17	止めねじ	使用上十分な強度及び耐久性をもつもの。	<p style="text-align: center;">表 6-ボール止水栓の部品名称及び材料 (続き)</p> <table border="1" data-bbox="1380 310 2564 720"> <tr> <td>7</td> <td>ボール^{a)}</td> <td>a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系又は CAC910 系</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>栓棒</td> <td>b) JIS H 5121 の CAC406C, CAC411C, CAC900C 系又は CAC911C</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>伸縮ソケット</td> <td>c) JIS H 3250 の C3531^{b)}, C3604^{c)}, C3771^{d)}又は C6800 系^{b)}</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>キャップ</td> <td>d) 附属書 B の鉛レス青銅鑄物又はこれと同等以上の品質をもつもの。</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td rowspan="2">袋ナット</td> <td>a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系又は CAC910 系</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>b) JIS H 5121 の CAC406C, CAC411C, CAC900C 系又は CAC911C</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td rowspan="2">パッキン</td> <td>c) JIS H 3250 の C3531, C3604, C3771 又は C6800 系</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>d) 附属書 B の鉛レス青銅鑄物又はこれと同等以上の品質をもつもの。</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>パッキン押さえリング</td> <td>耐水・耐食・耐老化性に優れ、水質に悪影響を及ぼさないもの。</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>ハンドル</td> <td>使用上十分な強度及び耐久性をもつもの。</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>止めねじ</td> <td>使用上十分な強度及び耐久性をもつもの。</td> </tr> </table> <p>銅合金材料について、表面の鉛を除去するための処理を施してもよいが、処理に使用した用液の成分は残留してはならない。</p> <p>注記 1 CAC900 系とは、ビスマス青銅鑄物をいい、CAC902, CAC904 又は <u>CAC905₃₎</u> とする。</p> <p>注記 2 CAC910 系とは、ビスマスセレン青銅鑄物をいい、CAC911 又は CAC912 とする。</p> <p>注記 3 CAC900C 系とは、ビスマス青銅連鑄物をいい、CAC902C, CAC903C, CAC904C 又は <u>CAC905C₄₎</u> とする。</p> <p>注記 4 C6800 系とは、ビスマス系鉛レス・カドミウムレス快削黄銅をいい、C6803 とする。</p> <p>注^{a)} ボールには、表面処理を施してもよい。</p> <p>注^{b)} 耐脱亜鉛腐食性は、JIS H 3250 の附属書 B によって試験を行ったとき 2 種 (最大侵食深さが、100 μm 以下) 以上とする。</p> <p>注^{c)} C3604 及び C3771 の表面には、JIS H 8617 の銅及び銅合金素地の 1 級以上のニッケルクロムめっきを施す。ただし、ボールに表面処理を施す場合は除く。</p>	7	ボール ^{a)}	a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系又は CAC910 系	8	栓棒	b) JIS H 5121 の CAC406C, CAC411C, CAC900C 系又は CAC911C	9	伸縮ソケット	c) JIS H 3250 の C3531 ^{b)} , C3604 ^{c)} , C3771 ^{d)} 又は C6800 系 ^{b)}	10	キャップ	d) 附属書 B の鉛レス青銅鑄物又はこれと同等以上の品質をもつもの。	11	袋ナット	a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系又は CAC910 系	12	b) JIS H 5121 の CAC406C, CAC411C, CAC900C 系又は CAC911C	13	パッキン	c) JIS H 3250 の C3531, C3604, C3771 又は C6800 系	14	d) 附属書 B の鉛レス青銅鑄物又はこれと同等以上の品質をもつもの。	15	パッキン押さえリング	耐水・耐食・耐老化性に優れ、水質に悪影響を及ぼさないもの。	16	ハンドル	使用上十分な強度及び耐久性をもつもの。	17	止めねじ	使用上十分な強度及び耐久性をもつもの。	<p>下線 3) で示す材料を追加</p> <p>下線 4) で示す材料を追加</p>
7	ボール ^{a)}	a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系又は CAC910 系																																																															
8	栓棒	b) JIS H 5121 の CAC406C, CAC411C, CAC900C 系又は CAC911C																																																															
9	伸縮ソケット	c) JIS H 3250 の C3531 ^{b)} , C3604 ^{c)} , C3771 ^{d)} 又は C6800 系 ^{b)}																																																															
10	キャップ	d) 附属書 B の鉛レス青銅鑄物又はこれと同等以上の品質をもつもの。																																																															
11	袋ナット	a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系又は CAC910 系																																																															
12		b) JIS H 5121 の CAC406C, CAC411C, CAC900C 系又は CAC911C																																																															
13	パッキン	c) JIS H 3250 の C3531, C3604, C3771 又は C6800 系																																																															
14		d) 附属書 B の鉛レス青銅鑄物又はこれと同等以上の品質をもつもの。																																																															
15	パッキン押さえリング	耐水・耐食・耐老化性に優れ、水質に悪影響を及ぼさないもの。																																																															
16	ハンドル	使用上十分な強度及び耐久性をもつもの。																																																															
17	止めねじ	使用上十分な強度及び耐久性をもつもの。																																																															
7	ボール ^{a)}	a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系又は CAC910 系																																																															
8	栓棒	b) JIS H 5121 の CAC406C, CAC411C, CAC900C 系又は CAC911C																																																															
9	伸縮ソケット	c) JIS H 3250 の C3531 ^{b)} , C3604 ^{c)} , C3771 ^{d)} 又は C6800 系 ^{b)}																																																															
10	キャップ	d) 附属書 B の鉛レス青銅鑄物又はこれと同等以上の品質をもつもの。																																																															
11	袋ナット	a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系又は CAC910 系																																																															
12		b) JIS H 5121 の CAC406C, CAC411C, CAC900C 系又は CAC911C																																																															
13	パッキン	c) JIS H 3250 の C3531, C3604, C3771 又は C6800 系																																																															
14		d) 附属書 B の鉛レス青銅鑄物又はこれと同等以上の品質をもつもの。																																																															
15	パッキン押さえリング	耐水・耐食・耐老化性に優れ、水質に悪影響を及ぼさないもの。																																																															
16	ハンドル	使用上十分な強度及び耐久性をもつもの。																																																															
17	止めねじ	使用上十分な強度及び耐久性をもつもの。																																																															

JWWA B 108 (水道用止水栓) 新旧対比表 (一部改正)

頁	改正前	改正後	備考																																																
13	<p style="text-align: center;">附属書 A (規定) 水道用止水栓－浸出性及び浸出試験方法</p> <p>A.1 浸出性 栓の浸出性は、試験によって得られた結果が、表 A.1 及び表 A.2 の基準に適合しなければならない。ただし、味、臭気、色度及び濁度については、水道水と接触する全てのものについて試験を行う。部品又は材料で試験を行う場合、各部品又は材料で重複する項目は、分析値の合計が基準に適合しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表 A.1－栓の浸出性 (共通)</p> <table border="1" data-bbox="270 684 1240 840"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>味 臭気 色度 濁度</td> <td>給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の別表第一“給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準”による。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表 A.2－栓の浸出性 (材質別)</p> <table border="1" data-bbox="151 905 1344 1518"> <thead> <tr> <th>水道水と接触する材料</th> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系及び CAC910 系 b) JIS H 5121 の CAC406C, CAC411C, CAC900C 系及び CAC911C c) JIS H 3250 の C3531, C3604, C3771 及び C6800 系</td> <td>カドミウム及びその化合物 鉛及びその化合物 亜鉛及びその化合物 銅及びその化合物</td> <td rowspan="2">給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の別表第一“給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準”による。</td> </tr> <tr> <td>JIS H 8617 のニッケルクロムめっき</td> <td>六価クロム化合物</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">合成樹脂</td> <td>POM (ポリオキシメチレン) PTFE (ポリテトラフルオロエチレン)</td> <td>有機物[全有機炭素 (TOC) の量]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ゴム</td> <td>NBR (アクリロニトリルブタジエンゴム) EPDM (エチレンプロピレンゴム)</td> <td>亜鉛及びその化合物 フェノール類 有機物[全有機炭素 (TOC) の量]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>SBR (スチレンブタジエンゴム)</td> <td>亜鉛及びその化合物 有機物[全有機炭素 (TOC) の量]</td> </tr> <tr> <td>その他の材料</td> <td></td> <td>組成を明確にした上で、 JIS S 3200-7 の表 2 (材質別項目) による。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 1 CAC900 系とは、ビスマス青銅鋳物をいい、CAC902 又は CAC904 とする。 注記 2 CAC910 系とは、ビスマスセレン青銅鋳物をいい、CAC911 又は CAC912 とする。 注記 3 CAC900C 系とは、ビスマス青銅連鋳物をいい、CAC902C, CAC903C 又は CAC904C とする。 注記 4 C6800 系とは、ビスマス系鉛レス・カドミウムレス快削黄銅をいい、C6803 とする。</p>	項目	基準	味 臭気 色度 濁度	給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の別表第一“給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準”による。	水道水と接触する材料	項目	基準	a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系及び CAC910 系 b) JIS H 5121 の CAC406C, CAC411C, CAC900C 系及び CAC911C c) JIS H 3250 の C3531, C3604, C3771 及び C6800 系	カドミウム及びその化合物 鉛及びその化合物 亜鉛及びその化合物 銅及びその化合物	給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の別表第一“給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準”による。	JIS H 8617 のニッケルクロムめっき	六価クロム化合物	合成樹脂	POM (ポリオキシメチレン) PTFE (ポリテトラフルオロエチレン)	有機物[全有機炭素 (TOC) の量]	ゴム	NBR (アクリロニトリルブタジエンゴム) EPDM (エチレンプロピレンゴム)	亜鉛及びその化合物 フェノール類 有機物[全有機炭素 (TOC) の量]		SBR (スチレンブタジエンゴム)	亜鉛及びその化合物 有機物[全有機炭素 (TOC) の量]	その他の材料		組成を明確にした上で、 JIS S 3200-7 の表 2 (材質別項目) による。	<p style="text-align: center;">附属書 A (規定) 水道用止水栓－浸出性及び浸出試験方法</p> <p>A.1 浸出性 栓の浸出性は、試験によって得られた結果が、表 A.1 及び表 A.2 の基準に適合しなければならない。ただし、味、臭気、色度及び濁度については、水道水と接触する全てのものについて試験を行う。部品又は材料で試験を行う場合、各部品又は材料で重複する項目は、分析値の合計が基準に適合しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表 A.1－栓の浸出性 (共通)</p> <table border="1" data-bbox="1486 684 2457 840"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>味 臭気 色度 濁度</td> <td>給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の別表第一“給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準”による。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表 A.2－栓の浸出性 (材質別)</p> <table border="1" data-bbox="1374 905 2567 1518"> <thead> <tr> <th>水道水と接触する材料</th> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系及び CAC910 系 b) JIS H 5121 の CAC406C, CAC411C, CAC900C 系及び CAC911C c) JIS H 3250 の C3531, C3604, C3771 及び C6800 系</td> <td>カドミウム及びその化合物 鉛及びその化合物 亜鉛及びその化合物 銅及びその化合物</td> <td rowspan="2">給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の別表第一“給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準”による。</td> </tr> <tr> <td>JIS H 8617 のニッケルクロムめっき</td> <td>六価クロム化合物</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">合成樹脂</td> <td>POM (ポリオキシメチレン) PTFE (ポリテトラフルオロエチレン)</td> <td>有機物[全有機炭素 (TOC) の量]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ゴム</td> <td>NBR (アクリロニトリルブタジエンゴム) EPDM (エチレンプロピレンゴム)</td> <td>亜鉛及びその化合物 フェノール類 有機物[全有機炭素 (TOC) の量]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>SBR (スチレンブタジエンゴム)</td> <td>亜鉛及びその化合物 有機物[全有機炭素 (TOC) の量]</td> </tr> <tr> <td>その他の材料</td> <td></td> <td>組成を明確にした上で、 JIS S 3200-7 の表 2 (材質別項目) による。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 1 CAC900 系とは、ビスマス青銅鋳物をいい、CAC902, CAC904 又は <u>CAC905.5</u> とする。 注記 2 CAC910 系とは、ビスマスセレン青銅鋳物をいい、CAC911 又は CAC912 とする。 注記 3 CAC900C 系とは、ビスマス青銅連鋳物をいい、CAC902C, CAC903C, CAC904C 又は <u>CAC905C.6</u> とする。 注記 4 C6800 系とは、ビスマス系鉛レス・カドミウムレス快削黄銅をいい、C6803 とする。</p>	項目	基準	味 臭気 色度 濁度	給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の別表第一“給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準”による。	水道水と接触する材料	項目	基準	a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系及び CAC910 系 b) JIS H 5121 の CAC406C, CAC411C, CAC900C 系及び CAC911C c) JIS H 3250 の C3531, C3604, C3771 及び C6800 系	カドミウム及びその化合物 鉛及びその化合物 亜鉛及びその化合物 銅及びその化合物	給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の別表第一“給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準”による。	JIS H 8617 のニッケルクロムめっき	六価クロム化合物	合成樹脂	POM (ポリオキシメチレン) PTFE (ポリテトラフルオロエチレン)	有機物[全有機炭素 (TOC) の量]	ゴム	NBR (アクリロニトリルブタジエンゴム) EPDM (エチレンプロピレンゴム)	亜鉛及びその化合物 フェノール類 有機物[全有機炭素 (TOC) の量]		SBR (スチレンブタジエンゴム)	亜鉛及びその化合物 有機物[全有機炭素 (TOC) の量]	その他の材料		組成を明確にした上で、 JIS S 3200-7 の表 2 (材質別項目) による。	<p>下線 5) で示す材料を追加 下線 6) で示す材料を追加</p>
項目	基準																																																		
味 臭気 色度 濁度	給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の別表第一“給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準”による。																																																		
水道水と接触する材料	項目	基準																																																	
a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系及び CAC910 系 b) JIS H 5121 の CAC406C, CAC411C, CAC900C 系及び CAC911C c) JIS H 3250 の C3531, C3604, C3771 及び C6800 系	カドミウム及びその化合物 鉛及びその化合物 亜鉛及びその化合物 銅及びその化合物	給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の別表第一“給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準”による。																																																	
JIS H 8617 のニッケルクロムめっき	六価クロム化合物																																																		
合成樹脂	POM (ポリオキシメチレン) PTFE (ポリテトラフルオロエチレン)	有機物[全有機炭素 (TOC) の量]																																																	
	ゴム	NBR (アクリロニトリルブタジエンゴム) EPDM (エチレンプロピレンゴム)	亜鉛及びその化合物 フェノール類 有機物[全有機炭素 (TOC) の量]																																																
		SBR (スチレンブタジエンゴム)	亜鉛及びその化合物 有機物[全有機炭素 (TOC) の量]																																																
その他の材料		組成を明確にした上で、 JIS S 3200-7 の表 2 (材質別項目) による。																																																	
項目	基準																																																		
味 臭気 色度 濁度	給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の別表第一“給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準”による。																																																		
水道水と接触する材料	項目	基準																																																	
a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系及び CAC910 系 b) JIS H 5121 の CAC406C, CAC411C, CAC900C 系及び CAC911C c) JIS H 3250 の C3531, C3604, C3771 及び C6800 系	カドミウム及びその化合物 鉛及びその化合物 亜鉛及びその化合物 銅及びその化合物	給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の別表第一“給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準”による。																																																	
JIS H 8617 のニッケルクロムめっき	六価クロム化合物																																																		
合成樹脂	POM (ポリオキシメチレン) PTFE (ポリテトラフルオロエチレン)	有機物[全有機炭素 (TOC) の量]																																																	
	ゴム	NBR (アクリロニトリルブタジエンゴム) EPDM (エチレンプロピレンゴム)	亜鉛及びその化合物 フェノール類 有機物[全有機炭素 (TOC) の量]																																																
		SBR (スチレンブタジエンゴム)	亜鉛及びその化合物 有機物[全有機炭素 (TOC) の量]																																																
その他の材料		組成を明確にした上で、 JIS S 3200-7 の表 2 (材質別項目) による。																																																	

浸出試験結果 (CAC905、CAC905C)

銅合金の種類・名称		ビスマス 青銅鋳物5種	ビスマス 青銅連鋳物5種	評価基準値
記号・合金番号		CAC905	CAC905C	
コンディショニングの有無		なし	なし	給水用具用 (末端以外) ^{b)}
試験片接触面積比A (cm ² /L)		700	700	
製品 ^{a)} の 最大接触 面積比B	末端以外の給水用具 (cm ² /L)	3800	1300	
カドミウム及びその化合物	分析値	<0.0003	<0.0003	—
	補正後の値	—	—	0.003 以下
セレン及びその化合物	分析値	<0.001	<0.001	—
	補正後の値	—	—	0.01 以下
鉛及びその化合物	分析値	<0.001	0.002	—
	補正後の値	—	0.00015	0.01 以下
ヒ素及びその化合物	分析値	<0.001	<0.001	—
	補正後の値	—	—	0.01 以下
六価クロム化合物	分析値	<0.005	<0.005	—
	補正後の値	—	—	0.05 以下
ホウ素及びその化合物	分析値	<0.1	<0.1	—
	補正後の値	—	—	1.0 以下
亜鉛及びその化合物	分析値	1.00	1.30	—
	補正後の値	0.22	0.10	1.0 以下
アルミニウム及びその化合物	分析値	<0.02	<0.02	—
	補正後の値	—	—	0.2 以下
鉄及びその化合物	分析値	<0.03	<0.03	—
	補正後の値	—	—	0.3 以下
銅及びその化合物	分析値	0.18	0.09	—
	補正後の値	0.04	0.01	1.0 以下
ナトリウム及びその化合物	分析値	<0.1	0.1	—
	補正後の値	—	—	200 以下
マンガン及びその化合物	分析値	<0.005	<0.005	—
	補正後の値	—	—	0.05 以下

注記1 試験結果は、検査機関で浸出試験を行った結果である。

注記2 分析値が“—”の項目については、予備試験の結果、定量下限値以下であったため、試験を省略した。

注記3 分析値の補正については、まず、実際の製品の材料ごとの接触面積比に換算(B/A)する。その後、全ての項目の分析値を1/25した値で評価する。
なお、補正後の値だけが“—”の項目については、分析値が定量下限値以下のため、不検出として扱い、補正後の値は記載していない。

注^{a)} ここでいう製品とは、JWWA B 107, JWWA B 108, JWWA B 116, JWWA B 117, JWWA B 129, JWWA B 134, JWWA B 136のうち、最大接触面積比のものを示す。

b) 給水用具用(末端以外)の評価基準値は、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の別表第一“給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準”による。